

## 令和2年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

- 1 日時：令和2年11月26日（木）午後1時30分～3時30分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）

（委員）天野公夫、佐藤繁則、志澤美香、神宮寺守、辻一幸、福島万紀、豊前貴子、前山堅二、増田由香子、若狭美穂子、若杉純子、若林一明

（事務局）森林環境部技監、森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、森林環境総務課長、みどり自然課長、林業振興課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐（2名）、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（2名）、森林整備課員（3名）、林業振興課員（1名）、県有林課員（2名）
- 4 傍聴者等の数： 4（報道3、一般1）
- 5 会議次第
  - （1）開会
  - （2）森林環境部技監挨拶
  - （3）職員紹介
  - （4）森林審議会委員紹介
  - （5）森林審議会会長及び会長代行の選出
  - （6）森林審議会会長挨拶
  - （7）森林保全部会会長及び森林保全部会委員の指名
  - （8）議事
  - （9）閉会
- 6 会議に付した案件

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について【公開】

第4次県有林管理計画の樹立について【公開】

森林保全部会における決議案件の報告について【公開】

## 7 議事の概要

司会（山口森林整備課課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の山口です。よろしくお願い致します。

審議会に先立ちまして申し上げます。森林審議会委員の任期は2年となっており、皆様にはこの10月1日より新たな任期の委員として御就任いただいたところです。どうぞよろしくお願い致します。なお、知事からの任命書につきましては、任期の開始に合わせて事前に送付させていただいているところでございます。

それでは本日の資料の確認をお願い致します。本日の次第、委員名簿、座席表、資料1、資料1-2、資料1-3「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」及び、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」の冊子になります。次に、資料2「第4次県有林管理計画の樹立について」、資料3「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」、そして森林審議会に係る規則等の「参考資料」、以上となります。御確認いただきまして、不足がある場合は、事務局の方へお申し出ください。

続いて、森林審議会の設置根拠につきましては、森林法第68条第1項の規定により、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされています。審議会への諮問事項につきましては、参考資料9ページの通りでございます。

それでは、ただいまから令和2年度第1回山梨県森林審議会を開催します。

始めに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当委員会の委員は15名で、本日は12名の御出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告致します。なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日県庁ホームページより、議事録の閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。それでは次第に従いまして、森林環境部山田技監より挨拶を申し上げます。

山田森林環境部技監：

（挨拶）

司会：

ありがとうございました。

次に、本日出席している県職員を紹介致します。

（県職員紹介）

次に、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと思いますので、委員の皆様には、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、順に時計回りで一言ずつ自己紹介をお願い致します。

（委員自己紹介）

司会：

どうもありがとうございました。なお、棚本佳秀委員、野村千佳子委員、古屋利枝委員の3名につきましては、本日欠席されております。

次に、森林審議会の会長及び会長代行について選出したいと思います。会長及び会長代行につきましては、森林法第71条により、委員の互選によるとされております。それでは、会長及び会長代行について、委員の皆様より御意見ををお願い致します。

委員：

前期会長でありました辻委員に、引き続いて会長をお願いしたいと思います。

司会：

今、前期の会長である辻委員に会長をお願いしたいという意見がございました。皆様の御賛同をいただいて決定したいと思います、いかがでしょうか。

委員：

(異議なし)

司会：

ありがとうございます。それでは会長は辻委員に決定致します。続きまして、会長代行について御意見はありますでしょうか。よろしく申し上げます。

委員：

会長の代行につきましては、神宮寺委員をお願いしたいと思います。

司会：

それでは今、会長代行につきましては、神宮寺委員ということで御意見がありました。こちらについても御賛同をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

(異議なし)

司会：

ありがとうございます。それでは、会長代行につきましては神宮寺委員に決定します。それでは、新たに会長になりました辻会長より、一言御挨拶をお願い致します。

辻会長：

(挨拶)

司会：

どうもありがとうございました。続きまして、新たな任期の森林保全部会会長及び森林保全部会委員についてです。森林法施行令第7条により、知事は、必要と認める場合は森林審議会に部会を設けることができることとされており、本県では森林保全部会を設置しています。その所掌事務は、林地開発に関すること、保安林の指定解除に関すること、松くい虫の被害対策に関することなどがあります。部会長及び保全部会委員は会長が指名することになっておりますので、会長からの御指名をお願い致します。

辻会長：

それでは指名させていただきます。保全部会委員は、神宮寺守委員、福島万紀委員、前山堅二委員、若狭美穂子委員、若林一明委員、以上5名にお願いしたいと思いますので御了承を願います。また、保全部会長については、若林一明委員にお願いしたいと思います。多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願い致します。

司会：

ありがとうございました。委員の皆様よろしくお願い致します。それでは、これから議事に入りますが、山梨県森林審議会運営規則第3条により、審議会の議長は会長が当たることとなっておりますので、辻会長には議長の役をお願い致します。

議長（辻会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することになっております。議事録署名委員については、福島万紀委員と志澤美香委員にお願い致します。それでは議事に移ります。

まず、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」を議題と致します。これは審議事項ではありませんが、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランと、その進捗状況について説明するものであります。事務局よりまず説明をお願いします。

事務局（後藤森林環境総務課長）：

（資料1、1-2、1-3 説明）

議長：

事務局の説明が終わりましたので、ここで質疑を行いたいと思います。この推進プランの内容について、それぞれ御質問、御意見がありましたらどうぞ。

委員：

資料の1-2の一番上の、森林整備の実施面積についてお伺いしたいのですが、最初にも話がありましたように、県有林が約半分を占めている中で、6,193ヘクタールの年度目標、あるいは実績値が、県有林と民有林でどのように違っているのかということが分かれば教えてください。

議長：

事務局の方で、今の質問に。

委員：

お手元に資料がなければ後で教えていただければ結構です。もう一つ、木材のバイオマスの利用の関係について、資料の1-2で実績値が令和元年度で6万7千立方メートルとあるわけですが、例えば大月のバイオマス発電所については、計画の中では剪定枝の占めるウェイトが非常に多かったわけですが、実際問題として、この6万7千立方メートルの中で、剪定枝ですとか間伐材であるとか、あるいは県外からどれぐらい搬入されているのかとか、その内訳が分かれば教えていただきたい。これも資料がなければ後で教えていただければ結構です。

金丸林業振興課長：

林業振興課長の金丸です。先ほどのバイオマスの件ですが、6万7千立方メートルのうち大月バイオマス発電所の関係が約半分を占めております。この中の、剪定枝などの内訳ですか。

委員：

起工式が行われた時の記事を見ますと、剪定枝を非常に多く使うといったことが書いてありましたが、現実問題としてなかなか難しいのではないかと考えていたわけです。これが実際、どのような数量になっているのかを知りたいということです。

金丸林業振興課長：

県産材に限った情報ですが、令和元年度については全て未利用材となっています。

委員：

後でわかればいいのですが、当初計画したことと、現実にはどういふものが入ってきているかということに大きな乖離があれば、長期的な数値も随分違って来るわけです。例えば、県外からどれぐらい来ているとかの仕分けだけはやはり毎年きっちりしていかないと、長期計画の数字自体が、あやふやなものではないかと言われてしまうということです。

金丸林業振興課長：

未利用材については、計画では約8割が県内で残りが県外からですが、令和元年度の実績では全てが県内という状況です。

議長：

先ほどの県有林と民有林の件は後でいいですか。推進プランの進捗状況について、他に。

委員：

先ほどのバイオマスの御質問に関連して、これまでの進捗状況というより今後のことになるかと思うのですが、木質バイオマスをはじめとする、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が大きく変わるといった情報がある中で、今後の10年においてバイオマス利用の拡大が目標とされていますが、大月の発電所への供給を想定されているのか、あるいは、先ほどの推進プランの資料にもありましたように、ペレットストーブや公共施設等へのバイオマス利用の普及も併せて進めていくことを検討されているのかについて、現時点で決まっていること、議論されていることがあれば教えていただけるでしょうか。

金丸林業振興課長：

先ほど話に出ましたとおり、今はバイオマス発電が大きな割合を占めていますが、例えば、薪やチップのボイラーとか、ペレットのストーブやボイラーなどについても同時に普及啓発をしております、そういったものも合わせて使っていくことで、この目標値の達成に向けて取り組むという状況です。

委員：

森林空間の利活用のところで質問します。目標値がかなりの利用者数を増やそうとしているものであるということがこの表でわかります。人数というものはわかりやすい数値ではありますが、私は、その体験の質の向上の方が重要ではないかと考えます。その体験の質の向上のためには、利用する側、例えば学校団体、青少年団体が、どんなニーズを持っていて、どんな空間を必要としているのか、その辺りのマーケティング、利用者側のニーズについてのアンケートなり調査のようなものはされているのでしょうか。

江俣県有林課長補佐：

県有林の中では、御存知の通り武田の森や、その他県民の森や金川の森のような公園施設を整備して管理をしております。これまでのメニューにつきましては、御存知の部分も多いと思いますが、近年では森林セラピーのような体験型のメニューを携えて運営しているところです。今御指摘のあった点につきましてはまだまだ不勉強なところもございます。今一度確認をしますが、ひとまず今の取り扱いのみお答えし、詳しい部分については改めて御報告させていただきます。

委員：

鳴り物入りで、身延町の下山にキーテックという合板工場ができたわけです。見ていると、木材が長野県の方面から大型の車両でどんどん入ってきているような状況ですが、県内からの材の供給量を掴んでいたら教えていただきたい。

金丸林業振興課長：

キーテックについては令和元年度から稼働しています。昨年は初年度ということで、計画に対して全体の使用量が少なかったわけですが、そのうち3割ほど県産材が使われております。

委員：

この達成状況を見てもいろいろな項目で達成されていて、とてもいい状況だと思います。中でも、林業の担い手の確保のところは、未達成ではありますけれども、90%台と良い数字ではないかなと思っています。この中で、離職率であるとか、賃金の問題であるとか、そういった問題は、改善傾向にあるのでしょうか。

金丸林業振興課長：

林業の新規就業者につきましては、毎年、「森の仕事ガイダンス」という就業希望者を対象としたガイダンスを開催しております。昨年度も64人ほど参加をされていますが、就労条件面でなかなか折り合いがつかず、就業に繋がっていないという状況です。そうしたこともありますので、就労条件の改善に向けて、通年雇用に対する奨励金とか、労働災害時の補償の上乗せにも取り組んでおります。併せて、今御説明したガイダンスについても出展の回数を増やしたり、昨年度からは森林・林業を体験していただくツアーも開催している状況です。そうした中で、高齢の方もいますので自然と減少していく部分もありますが、できるだけ離職者を出さず、目標値に近づけていけるよう取り組んでいきたいと思っております。

委員：

甲斐市で計画されていたバイオマス発電所の予定事業者が撤退したということが山梨日日新聞に出ていて、撤退した理由としては搬入材料が不足するということでしたが、今後の見通しがもし分かれば。

金丸林業振興課長：

あくまで甲斐市の予定ではありますが、これまでの予定事業者が撤退をしたということで、今、後継となる事業者を選定するという状況だと認識しています。いずれにしても、県としては、情報収集をしながら助言等していきたいと考えています。

委員：

目標値が、令和 11 年度までの間で、前半が大きく増加し、あとは少しずつ増加しているのには何か理由がありますか。

金丸林業振興課長：

資料 1-3 の⑨の「木質バイオマス燃料用木材供給量」の各年度の目標ということかと思いますが、この点につきましては、想定されている施設があれば、その効果はその年に反映をさせていて、それ以外は平均的に上がっていくという考えの元に設定しています。大きく上昇しているところはそうした点が要因になっています。

委員：

わかりました。

議長：

それでは、まだ質問したい方もいるかと思いますが、次の議事に進みます。

「第 4 次県有林管理計画の樹立について」を議題と致します。これも審議事項ではありませんが、本県県有林の次期管理計画を樹立するに当たり、委員の皆様にご意見を伺うものです。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（江俣県有林課課長補佐）：

（資料 2「第 4 次県有林管理計画の樹立について」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。それでは、この内容について御質問御意見があればお聞きしたいと思います。

委員：

近年の動きとして、東京オリンピック会場への木材供給ということが大きな出来事かと思えます。6 ページ目の F S C 認証材供給の資料によりますと、平成 28 年度から令和 2 年度で 36 万 5 千立方メートルの実行量が見込まれていますが、このうちどのぐらいが、東京オリンピック関連のものとして供給されたか、もしわかれば教えて下さい。

江俣県有林課課長補佐：

新国立競技場や有明アリーナ、アクアティクスセンターへは 1 万 7 千立方メートルほどを供給しております。

す。その他、先ほど写真資料右側に表示しましたヴィレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」というプロジェクトがございまして、販売ではなく、一時的に利用していただき、それをオリンピックが終了した後で再活用するという性質のものでして、販売実績には含まれておりませんが、34立米メートルを提供しております。

委員：

森林空間の活用では、県有林に100箇所もスポットがあるということだとか、クライン・ヴァルトという名前もとても素敵です。また、山梨は本当に県有林が多いといったことも、改めて知りました。このスポットの存在を知らせる手段としては、例えばSNSなどの利用がとても有効だと思います。また、山梨は東京と接しているので、都市部との交流についても大きな可能性があると思います。そうした宣伝手段として、県では、どのようなツールが使われているのかお聞きしたいと思います。

江俣県有林課課長補佐：

まずは御提案ありがとうございます。県として十分なPRに至っていないと自覚するところもございしますが、県のホームページ上には掲載をさせていただいております。その中で、パンフレットも御覧いただけます。また、冊子としての提供もしております。現在のところそのような取り組みにとどまっております。御提案いただいたSNSの活用等につきましては持ち帰って検討させていただきます。

委員：

第4次の県有林管理計画をこれから検討されるということですが、今こうして、新型コロナウイルスが世の中の状況を変えていると思われれます。アフターコロナとして、例えば交流といった部分も変わってくるのではと思われれます。そうした部分について、改めて新たな計画に反映していきたいといったことがあれば教えてください。

江俣県有林課課長補佐：

新型コロナウイルスが昨年12月から2月ごろに急激に蔓延し始めたという状況の中で、まだ見通しが掴みにくいところもございしますが、屋外での活動は、屋内の活動に比べますと、比較的順調に回復をしているところもございします。そういった中で、今のところ、特段新型コロナウイルスに特化した取り組みというものもございせんが、御提案いただいたことにつきましては、今後も検討して参りたいと思います。

委員：

二点教えてください。一点目は第4次の計画を作成するに当たって、県有林野管理規程に基づいて市町村や恩賜林保護団体から意見を聴かれていますと思いますが、計画の骨格に関わるような部分で意見があったのかどうか。もう一点は、検討テーマ2の中で、低密度植栽ということが示されていますが、県有林の場合は保安林になっている箇所が非常に多く、指定施業要件の枠の中でしか施業できないわけですから、例えばカラマツの地位が中以下だとすると、低密度の本数というのはなかなか実現できないと思うのですが、そうした点はどのように検討をされているのでしょうか。

江俣県有林課課長補佐：

まず、市町村や保護団体に対しては、昨年度に意見を照会したところですが、県有林の取り組みについて、



特に強く求められた御意見等はございませんでした。次に、低密度植栽については、御指摘のとおり県有林には保安林に指定されているところが非常に多くございます。保安林は指定施業要件の中で植栽本数が定められていることから、実際には、保安林では指定施業要件の中で対応せざるを得ないというのが実情です。

委員：

第4次の計画の検討テーマの2に、林業の成長産業化実現への寄与というところがありますが、私も昨年、木造建築はこんなにすばらしいということを初めて学びまして、鉄筋などに比べて木造が決して劣っておらず、コスト的にも決して高いわけではなく、人にも環境にもやさしい建築だということを、その時にお恥ずかしながら、初めて知った次第です。この検討テーマ2についても、植えて、育てて、使ってといった循環の仕組みで、地産地消により林業の成長産業化に繋がるのではないかと思いますので、木造建築の良さというものを、やまなしウッド・チェンジ・ネットワークも良い機会だったとは思いますが、さらにもっと広く伝えることをされたらどうかと感じております。

江俣県有林課課長補佐：

御提案ありがとうございます。県有林の中で、今取り組んでいる方策といたしましては、とても大事な課題が、山で切った木をどうやって使えるように届けるのかということではないかと思っております。例えば木を山で売の場合、県有林では立木の状態で販売しておりますが、切る人がいて、それを製材する方がいて、それを加工する方がいる。そして最終的に製品にするというプロセスがございます。例えば、一例ではありますが、システム販売という仕組みを設けております。こちらは、その伐採から製品になるまでのプロセスを、サプライチェーンを構築していただく、誘導するための取り組みとして行っておりまして、そういった提案を受けた方に販売するという仕組みもございます。また木造建築の普及につきましては、確かにこれから検討しなければならないことも多いかと思っておりますので、御提案いただきました点については、持ち帰って十分検討させていただきたいと思っております。

委員：

資料の7ページ、林業の成長産業化実現の寄与として、「充実した森林資源を有効に活用するための取り組みの検討について」とありますが、利用期を迎えた人工林資源が充実しているということがございます。「計画的に路網整備をしながら、主伐と収穫間伐により、木材を安定供給するための整備量や伐採量について検討」と、すべてが「検討」であります。実施しているとか、長期間取り組むというなら、「検討」ではなく、もっと前向きにとらえていく必要があるだろうと思っております。この県有林の齢級構造を見ますと、11 齢級から13 齢級の面積が全体の41%を占めている。人間ではかなりくたびれている老木です。今、木材価格も大分上昇してきている状況にありますし、また、県有林材はカラマツが多いですが、今まで価値がないとされてきたカラマツに価値が出てきた、オリンピックにも使われたということで、あらゆるところで効果が出てきて非常にいいことですが、そこを見直しながら、この資源について、伐採の計画量をもっと増やしていく。このまま放置して老木になった時に材に空洞ができれば価値があるのか。昔は100年生の大木を作り、ものすごく太くなれば一本100万円とか、そんな計画が一時あったと記憶にあります。いずれにしても、積極的に皆伐をして、そしてまた造林をしていく、国で言っているように、伐って、使って、植えるという循環、そういうことを民有林にばかり指導するのではなくて、県民の共有財産の県有林をもっと整理をしながら伐採をして還元をしていく。そういう計画を立てただけで大変ありがたいなと感じましたので、お話をさせていただきました。

議長：

今の考え方について、いかがですか。これからの計画において。

江俣県有林課課長補佐：

木をこれから使っていく必要性は当然ございます。ただ、県としては、伐った跡には必ず植えなければならないという点も十分考慮して取り組んでいかなければならないと考えております。御意見のあった県有林の材を十分に利用していく流れにつきましては、持ち帰って検討して参ります。

委員：

齢級について、参考のためにお聞きします。同じ齢級でも、日本全国で気候が違うので、その土地土地でベストな齢級があると思うのですが、例えば山梨で建物を作る場合、どのくらいの齢級が最も適切なのでしょう。

江俣県有林課課長補佐：

まず、用途によって必要となる木のサイズというものが変わってきます。例えば、昔の建物では専ら柱材が使われており、芯のついた一番よい柱材を作るには直径何センチがいいのかといったことがあります。最近で言えば、集成材とすることでいろいろなサイズでも使えるといったこともありますので、一律には申し上げられません。ただ、樹種にもよるので一概には言えませんが、一般的な目安として、40年から50年以降であれば利用できるということになります。また、木も成長をしていくものですので、いつが最も伐採に適しているときなのかということも考えなければなりません。的確なお答えができませんが、そうした点を考慮しながら利用しております。

委員：

そうすると、このグラフのピークの12齢級を含む11から13齢級というところは、適切なところからちょっとずれるということですか。

江俣県有林課課長補佐：

目的によって変わってくる場所もございます。それを一つの指標とするために県有林では、どういう材を目指して作るのかということについても考えながら、施業を進めております。例えば、一般用材林というカテゴリを作っており、こちらは、木材としての利用、特に柱材などの一般用材とすることを目的としておりまして、例えば、木材にした時に20センチぐらいの大きさになれば、スギ・ヒノキならいいし、カラマツなら24センチぐらいがいいといったことがあります。従って、利用期は、齢級だけでなく現場、現場で変わってくる場所もございます。ですので、その木が大きいか使える木なのかどうか、そういった点で変わってくるもので、このグラフはあくまでも一つの目安として、概ねの森林で言いますと、10齢級ぐらいを超えたところからであれば、利用していくことは可能であろうという形で表現しております。

議長：

他にはよろしいでしょうか。それでは、たくさんの意見、質問が出たわけですが、これらを一つ参考にしていただいて、これからの計画の樹立に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは続きまして、「森林保全部会における決議案件の報告について」を、議題とします。保安林の指定と解除、及び森林における開発行為の許可に関する事項については、山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項及び付則により、森林保全部会の決議をもって審議会の決議とすることができることとなっており、本件はこれに基づき、令和元年度第 3 回森林保全部会、及び令和 2 年度第 1 回森林保全部会において決議を行った案件の報告であります。これにつきましては、森林保全部会の若林部会長より報告をお願いします。

若林部会長：

それでは報告申し上げます。山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項に基づき、森林保全部会の決議案件の報告を致します。資料は資料 3 に 2 件ございます。それを御覧いただきたいと思いますが、森林法第 10 条の 2 第 6 項により知事から諮問がありました、森林における開発行為の許可に関することにつきまして、令和 2 年 3 月 19 日及び 7 月 27 日に森林保全部会を開催し、それぞれ、1 件、合計 2 件の案件を審議した結果、いずれも異議なしで答申しました。内容については、お配りした資料のとおり、いずれも甲斐市において、太陽光発電施設を建設するものであります。以上、森林保全部会における決議案件の報告となります。よろしくお願い致します。

議長：

部会長からの報告が終わりました。報告事項の案件 1、案件 2 について、皆様から何か御質問御意見がありましたらお願いします。

委員：

発電の規模を知りたいです。案件 1 と 2 について、発電量はそれぞれどのぐらいの規模ですか。面積は書いてありますが。

若林部会長：

保全部会当日の資料にはあったのですが、今この資料には記載がないので事務局をお願いします。

増田森林整備課長：

発電の規模で言いますと、1 件目のブルーキャピタルマネージメントが 1 万 7,269 キロワットとなっております。

委員：

米倉山の発電所が、確か 1 万キロワットだったと思いますので、その倍ぐらいの規模ですね。

増田森林整備課長：

すみません、今、米倉山の数字はすぐには出ないです。もう 1 件、甲斐太陽光第 1 合同会社の方は、1 万 4,203 キロワットとなっております。

委員：

結構大きいですね。

増田森林整備課長：

県内では最大規模の太陽光発電施設になるかと思います。

委員：

ありがとうございます。あと一点だけ、土地は誰のものですか。

若林部会長：

民間です。民有林。

委員：

民有林。どうもありがとうございました。

委員：

二点教えて下さい。1つは、両件について、林地開発許可以外の他法令に関わる規制の部分を教えてください。もう1つは、新聞の記事で、県議会が太陽光規制条例の制定を求めるという記事が出ており、知事が条例を制定する方向となっていました。条例の制定によって、この林地開発許可の関係で何か変わる部分が生じるのでしょうか。

増田森林整備課長：

他法令につきましては、今回の場合、市の景観条例の届け出が必要ということで、2件ともそちらが関係をしております。その他、土壌汚染対策法上の届出であったり、あと必須のものとして、河川管理者との協議、等々がございました。

条例制定の件ですが、県では、太陽光発電施設の設置について規制をする方向で現在検討をしており、県議会の議員連盟からも提言をいただいているところでございます。ただ、具体的な内容については、林地開発許可手続きにどういった影響があるかという点も含めて、現時点ではお答えできる段階にはないので、御了承願いたいと思います。

議長：

それでは、この森林保全部会長からの報告については、これで閉じさせていただきます。

以上で本日事務局から提案のあった審議内容が終わるわけですが、この際何か総括的に。森林整備課長。

増田森林整備課長：

先ほどのやまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況の議事の際に御質問のありました、森林整備の実績の県有林民有林別の内訳については、民有林が5,411ヘクタール、県有林が837ヘクタールでございます。

議長：

よろしいですね。他に何かありますか。

委員：

森林環境譲与税が創設された中で、市町村が取り組んでいる森林経営管理制度については、全て森林組合まかせのような状態であって、この森林環境譲与税をちゃんと使っているのか甚だ疑問に思っています。各市町村に対する県の取り組みとか、進んでいる市町村はこういった状況だというようなことがわかれば教えてください。今、多くの市町村では、意向調査程度のことに取り組んでいると思うのですが。森林環境譲与税についても、基金に積まれているばかりの市町村が多いのではないかと考えているのですが、その辺りの情報が分かれば教えてください。

後藤森林環境総務課長：

わかる範囲でお答え致しますが、令和元年度では21市町村が森林環境税を活用して意向調査、森林整備の人材確保等の普及促進に着手しております。取り組みの事例の内訳に關しまして申し上げますと、森林所有者の意向調査は、準備作業も含めて20市町村が取り組んでおります。このうち、森林のない昭和町を除きますと77%、私有林の森林整備に対して、取り組みを進めていますのが2町村、台帳整備等を行っているのが2市ございます。また、森林林業を担う人材の確保育成が3市町村11%、重複も含めておりますけれども、大多数の市町村が取り組みをされているということでもあります。お話がありました積み立てのみをしているところは昭和町です。昭和町に確認をいたしましたら、この譲与税につきましては、公共施設の木質化、木造建築化にも使える経費でございますので、将来建設予定の公共施設に向けて、積み立てをしていると聞いております。

議長：

よろしいでしょうか。その辺について何か意見があれば言ってください。

委員：

市町村には林業に関する専門家がほとんどいません。そうした中で、この仕事を進めるのは大変だと思うし、出先の各林務環境事務所も大変だと思いますけども、ぜひ、頑張っていただきたいと同時に、もし県OBを活用できるなら、ぜひそのあたりも御検討してはどうかと思います。ありがとうございました。

後藤森林環境総務課長

御提言いただきまして、ありがとうございます。県森林環境部が一丸となって取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長：

今の森林環境譲与税の件ですが、山梨県は各市町村が相当早い時点で動き出していることは間違いないと思います。56%が民有林という中で、各市町村が真剣に、これに前向きに取り組んでいるということは間違いありませんし、県の機関も力を貸してくれていますので、よその県よりも中身的には前に進んでいると思います。各市町村がさらに努力してもらえよう、県の関係部署からも強力で働きかけているというのが現状です。ただ、今まで所有者の森林離れが進んでいたから取り付きにくいわけですが、まさに山村がこの制度に取り組んでいかなければならないところへ来ていると思います。そんなわけで、各市町村が動き出していることは間違いありませんので、また、取り組みを軌道に乗せることを急ぐことが大事だと思いますので、県の一層の御指導をお願いできればと思います。

他によろしいでしょうか。

委員：

今日、最後にこれを一番聞きたかったのです。資料1-2の推進プランの中で、新規就業者のことが書いてあります。令和4年度に農業大学校に林学科ができることになっていますが、県は具体的にどのような人材を育成しようとしているのか。逆に言うと、現場としてはどのような人材を育成してもらいたいと思っているのかということが、一番の関心事でございます。

議長：

県の方から。その取り組みをしてきているから。

金丸林業振興課長：

令和4年度の開校に向けて、県の農業大学校の中に森林に関する学科を設置して、人材を育成していきませんが、林業の成長産業化を進めるため、生産性の向上を図ったり、森林所有者に施業の提案ができるような人材を育成していくこととして、人数だけを増やすというよりは、施業提案ができたり、就職して事業体の中で中核を担えるような、そうした人材を育てていきたいと考えているところです。

委員：

定員は20人ぐらいですか。

金丸林業振興課長：

定員については現在まだ検討中です。

委員：

県の方ではまだ、こういう講座で、こういう人材を育成するということははっきり決定していませんよね。決定していますか。

金丸林業振興課長：

具体的なカリキュラムについては現在検討中です。

委員：

林業の育成の考え方は、技術者の育成だと思います。それと、先ほどからの関連で、私も言いたかったのは、山にある木は丸い木、丸太です。伐って里へ出してそれを製品へすると丸太から四角いものになる、あるいは板になる。そうすると、歩留まりが大分落ちるのです。

オリンピックの施設に取めた木材立方数の質問がありましたけれど、山では確かに1万立方メートルぐらい伐っています。国立競技場の屋根の部分に、山梨県のカラマツを集成材にして出しているわけです。その集成材は集成材の会社が製造して出している。その会社に山から原木が行っているわけです。原木が行っている量は5千か6千立方メートルくらいです。山では1万立方メートル以上伐っている。どういうことかという、カラマツの林の中でも木の太さが違うのです。細いものは使い物にならず、集成材にするにも直径25センチメートル程度、最低でも22~23センチメートル以上のものでないと製品にならない。県有林側で

は、立っている木で何立方という言い方をしますが、実際に里へきて製品になると、(木材の使用量としては) 3分の1以下になってしまうのです。

こうした話の中で、人材育成を考えると、山で仕事をする人の他に、里では製材工場、建築では大工などがいます。木造工事というのは大工によって精度が良くなったり、いろいろな形が生まれてくるのです。しかし、この大工については、実際に養成する場所がないのです。今、国土交通省の方で、職員養成という観点で、大工の養成を一部補助金を得てできる仕組みができ始めています。林業、木材産業の中でも関わる職種がたくさんあるわけですが、なかでも、木造大工の養成は非常に重要な部分です。私のところで、今、大工の養成を始めようとしております。甲府工業高校の建築科の卒業生の中で、大工をやりたいと希望している者が、40人の生徒の中で毎年一人二人はいるのです。その子たちに給料を払って今仕込んでいる最中なのです。森林環境部の方ではその辺は直接関係ないですけど、私が言いたいのは、要するに、そこまで行政として考えていただければ大変ありがたいと、そんなところでございます。

議長：

この辺の整理もこれからの課題ですね。大工の養成の問題は。

山田技監：

貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。まだ検討段階の部分が多々あるので、歯切れの悪い点もあったと思います。県としてはまず、山の作業ができる人間を育成するというのが前提にあります。というのは、林業の成長産業化を進めていく中で、山側が高性能林業機械を使っていくことや、ICTを導入して生産性を上げていくといった方向にしていかないと、山から木材が出てこない状況になってしまいます。山から木が出ないと、その材を導入する側の仕事もなくなってしまいうわけで、まず山側を何とかしようという前提がございます。ただ、天野委員の御意見のとおり、それだけで全てが解決するとは思っておりませんので、すぐ実現できるかどうかは今後の検討になるわけですが、トータル的な教育ができるシステムになっていけばベストだとは考えているところです。ただ、一度にできるかという点は非常に難しいということで、まずは山側の取り組みを進めたいと考えているところです。

委員：

私の勤めているところに、今年の春に、長野県の林業大学校を卒業してきた子が入ってきて、今、山の現場へ行っています。長野県の林業大学校は20人の卒業生のほとんどが県内の林業関係あるいは上位の学校に進むと聞きます。せっかく山梨県でそうした学科を作るのであれば、第1期の卒業生がそうした進路に進むことを目指してやっていただければありがたいと思います。

山田技監：

そのとおりでありまして、新たな学科は今のところ令和4年度に開校する予定で、就学期間は2年間を想定しています。そうすると令和5年度末に第1期生が初めて卒業し、令和6年度から新たに就職するということになります。県としましても、基本的にはその人たちがみな山梨に就職して、山梨の森林整備に携わってもらいたいという考えでおりますので、そうした方向で進めていきたいと考えています。

議長：

林業の成長化として、そうした分野を整備していかないとならないのが、今の時点だろうと思います。御

意見のとおりだと思います。そろそろ時間になりますが、最後にもう1点。

委員：

今の件につきましては、森林・林業関係団体から長年にわたって県知事に要望して参りました。山梨県では、人材育成について、緑の雇用制度で国から補助を得て林業の技能者を育てる事業もやっています。一方で、短大や林業大学校などの林業に関する学校は、全国でもう20以上あるのです。今、正確な数字はわかりませんが。これが林業県の山梨県で作られていないということで、将来の林業の担い手、加えて林業に携わる職員を、例えば、山に行って木を伐る人材だけでなく、市町村や県などの林業に関わる組織に就職をして、もっと高度な知識技術を得て、県のそれぞれの地域に配置され、リーダーになってもらう、そうした者の養成をして欲しい、こういう要望をしてきたわけであります。そうした中で、やっと知事が今回答えを出してくれたのが、農業大学校に林業学科を設置するという事です。中身はまだ完全に定まっていないようですが。

農業大学校では何をしてきたかといいますと、本県はもともと農業県でありますから、農業大学校で、若い人も学んでいるし、Uターンした人も自由に就学できるようになりました。50代、60代の人でも農業大学校に行き、農業の勉強をして、農業をやる。こういうことをやっているんです。だから、林業大学校も、例えば、高校を卒業して、山梨県の中でその上のランクの勉強をしてもらって、将来、山梨県の林業を背負っていき、そういう中には若い世代だけでなく、農業大学校と同じように、幅広く中間の世代も入学をして、林業の勉強をして、指導者になって林業の推進を図ることができる人材も生まれて欲しい。それがやっとここで芽が出てきたということで、今日も県の幹部の方が大勢いらっしゃるので、感謝をお伝えしまして、私の御意見とさせていただきます。ありがとうございました。

議長：

本日は貴重な意見をたくさんいただいたわけであります。林業の人材の育成・確保ということが、林業を振興していく上で基本的なことです。それらの検討も今、県で進んでいて、これから具体的に取り組んでいくわけであります。今まで、森林・林業というものは遅れてきたというか、林業離れ、森林離れが進んできて今のような状況になっていますが、これから、この分野の必要性が右肩上がりに増していく時代が間違いなく始まっていく中で、この今後の新しい推進プランも取り入れていただきながら、これからの山梨県の森林・林業行政を進めていかなければならないというところで、本日の議事を閉じさせていただきます。

たくさんの方の貴重な意見をいただきましたが、事務局の方にも、これからのプランづくりを確かなものにしていただくことをお願いして、議事を閉じます。御協力ありがとうございました。以上です。

司会：

長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上